

栄養機能食品とは

栄養機能食品とは、1日に必要な栄養成分を摂れない場合に、その補給・補完のために利用する食品です。機能の表示と併せて、定められた注意事項などを適正に表示しなければなりません。て国への許可申請や届け出は必要ありません。



- 栄養機能食品である旨および栄養成分の名称
(例えば「栄養機能食品(カルシウム)」)
- 栄養成分量および熱量、1日当たりの摂取目安量など

栄養機能食品として国への許可申請や届け出は必要ありません。



今日はあまり野菜ジュースを飲んでおこうかな…

栄養機能食品として表示が許可されている栄養成分

ミネラル	カルシウム、亜鉛、銅、マグネシウム、鉄
ビタミン	ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、葉酸

栄養機能食品として禁止されている表示事項

- 機能表示が認められていない成分の表示
- 特定保健用食品に許可されている「お腹の調子を整える」など、特定の保健の目的に役立つ旨の表示
- 医薬品と誤解されるような疾病の治療などに関する表示